



これからの現場の声に耳を傾け、持続性のある政策に取り組んでまいりますので、皆様方におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

農林水産大臣政務官
参議院議員 山本啓介

厳しい暑さの中、被災地におかれましては余震が続く中、復旧・復興活動が続けられておりますが、活動にご尽力されている皆様方に対し、心から敬意を表します。私も農林水産大臣政務官として全身全霊で一日も早い復旧・復興のために努めてまいります。

去る7月25日第221回特別国会が閉会し、農林水産省から提出した8法案がすべて成立しました。農林水産大臣政務官として関わった8法案・78問の答弁対応、面会・要請対応106件、表彰式・賀詞交換会等・約40件対応、比田勝港・羽田空港の検疫場視察、豊洲市場・水研機構、農研機構視察、水田政策キャラバン(東北・東海ブロック)など、全力で農林水産行政と向き合っていました。

日頃より、私の政治活動に対し、格別のご厚情を賜り深く御礼申し上げます。

このたびの令和8年熊本地震により被災された皆様、心よりお見舞い申し上げます。犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様によりお悔やみ申し上げます。

8月5日、長崎県島原市眉山の被害状況の視察を行い、現地で古川隆三郎市長をはじめ関係者の皆様方からお話を伺いました。引き続き関係機関と連携し、適切な監視体制と住民の安全を確保してまいります。



令和8年度特別国会を終えて

攻めの農林水産業の

実現に向けて

農林水産省提出の

8法案が全て成立！

令和8年特別国会(2月18日～7月25日)では、農林水産省提出の8法案が全て成立しました。農業・畜産・食料安全保障・種苗・金融まで幅広い内容となっています。

【競馬関連2法案】

① 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案

② 日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

③ 農業構造転換集中対策期間(令和7～11年度)の別枠予算に必要な財源確保のため、JRAの特別積立金から千億円(250億円×4か年度)を拠出

【金融関連2法案】

④ 農林中央金庫法の一部を改正する法律案
農林中央金庫の運用改善(外部人材の理事への登用、農業分野への投融資強化など)

⑤ 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案
「農業近代化資金」の貸付条件の見直し(貸付上限額の引上げなど)

⑥ 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

⑦ 国内検疫体制の強化(豚熱の殺処分範囲の見直しなど)

⑧ 輸入検疫体制の強化(外国食料店への立入検査、輸入禁止品の廃棄権限の付与など)

⑨ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

⑩ 米の流通実態の把握強化(国への定期報告を義務化)

⑪ 備蓄制度の見直し(機動的な放出が可能な民間備蓄制度の創設など)

⑫ 需要に応じた生産の促進(生産調整に関する規程の廃止、責務規定の新設など)

【タネ関連2法案】

⑬ 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

⑭ 産官学連携による気候変動等に対応した品種の育成・普及体制の整備

⑮ 種苗法の一部を改正する法律案

⑯ 海外への優良品種の流出防止対策の強化
(品種登録出願中の保護、育成者権の存続期間の延長など)

農林水産大臣政務官・参議院議員 山本 啓介 日々の活動(抜粋)



●全国の自治体関係者の皆様より要望聴取(写真は丸山達也島根県知事ら)



●プリア駐日メキシコ大使に対しクロマグロの新たな枠組みへの支持を働きかけ



●農林水産省緊急自然災害対策本部



●参議院決算委員会での答弁



●水田政策の見直しに向け岐阜県の農業事業者らと意見交換



●バックライス工場を視察(山形県鶴岡市)

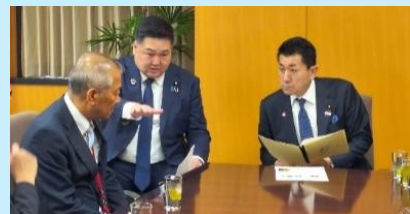


●安田記念表彰式(東京競馬場)



●鈴木憲和農林水産大臣と共に対馬市を視察

有人国境離島法が改正・延長



令和8年特別国会中の7月8日参議院本会議にて、長崎県にとって大変重要な「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が賛成多数により可決・成立しました。10年前、立法されたいわゆる「有人国境離島法」は、令和19年3月31日まで延長されることとなります。会期中の成立のために、多くの議員の皆様が大変なご尽力をいただきました。

また、長崎県の皆様をはじめ、全国の関係者の皆様が、それぞれの想いと要望を国会へと届けてくださいました。

今回の改正の趣旨は、「制度を大きく作り替える」のではなく、人口減少や安全保障を踏まえ、国境離島の地域社会を維持するための支援をより強化し、10年間継続することにあります。これからは、次のフェーズへ進めなければなりません。足らざるを埋め、補うだけでなく、大切なことは「島の中から強くなる意識と価値観」を高めていくことだと思います。新たな10年、盛り上がりていきましょう。



改正点

① 都道府県の責務を明確化（新設）

これまでは、国と市町村が中心となって離島振興に取り組んでいました。改正後は、「都道府県も主体的に施策を進めること」、「国、市町村と連携して地域社会の維持を図ること」が法律上明確になりました。

② 基本方針の充実

国が作成する基本方針の内容に、「地域社会の維持」、「産業の振興」、「観光振興」などをより具体的に盛り込めるようになりました。

③ 滞在型観光の促進を追加

これまでは、「観光客を増やす」という考え方が中心でしたが、「長く滞在してもらう観光」を支援対象として明確化しました。

④ 地域社会維持への支援を強化

人口減少が進む離島では、働く場所、医療、福祉、買い物、公共交通が維持できなくなる恐れがあります。こうした生活基盤を維持するための施策を国・県・市町村が連携して進めることをより重視しています。

④ 法律の有効期限を延長

この法律は時限立法ですが、離島を取り巻く状況は依然として厳しいため、法律の期限を10年間延長し、令和19年（2037年）3月31日まで適用されることになりました。これにより、「航路・航空路支援」、「雇用支援」、「運賃低廉化」、「物資輸送支援」などを引き続き実施できるようになります。



農林水産大臣政務官・参議院議員 山本 啓介 日々の活動（抜粋）



●農業農村整備の集いに出席



●JF 共済創設 75 周年記念式典に出席



●全国肉牛事業協同組合令和8年度通常総代会に出席



●一般社団法人日本ショッピングセンター協会 定期総会懇親パーティに出席（写真は菰田協会長と）



●平田研長崎県知事より農林水産省への長崎県政府施策要望を大臣と共に聴取



●苑田康治 JA 長崎県中央会会長より要望聴取



●長崎県内の漁業協同組合組合長より要望聴取



●古川隆三郎長崎県土地改良事業団体連合会会長より要望聴取



●長崎市議会各常任委員会より要望聴取（写真は建設水道委員会要望団の皆様）



●佐世保市・宮島大典市長、久野秀敏議長らより要望聴取



●大村市・園田裕史市長、小林史政議長、経済界の皆様より要望聴取



●諫早市・大久保潔重市長、北島守幸議長より要望聴取



●平田研長崎県知事と長崎県内の施策について意見交換



●西彼杵道路・長崎南北幹線道路の整備促進を金子恭之国土交通大臣に要望



●西海市江島沖における洋上風力発電事業の整備促進を越智俊之経済産業大臣政務官に要望



●被爆者援護施策を上野賢一郎厚生労働大臣に要望



●東長崎水利組合「九州新幹線西九州ルート減濁水対策事業」完成記念祝賀会に出席



●長崎県農業法人協会研修会にて講演



●長崎県造園建設業協会・日本造園建設業協会 長崎支部定期総会・懇親会に出席



●長崎県内各所をご挨拶廻り（写真は東長崎商工会の皆様）

参議院議員山本啓介事務所

長崎事務所	〒850-0033 長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル10階 TEL 095-818-6588 FAX 095-818-6585
東京事務所	〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1202号室
香崎事務所	〒811-5301 長崎県香崎町芦辺町芦辺浦196-2 TEL 0920-45-4055 FAX 0920-45-4059

自民党 入党のご案内

自民党への入党ならびにご家族・ご友人の党員紹介をご検討ください。詳しくはQRコードから。



過去の本会議・委員会の発言はこちらから検索して見るができます